

○国土交通省告示第五百二十三号

自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第七十七条第一項の規定に基づき、損害のてん補額の支払の請求の受理、てん補すべき損害の額に関する調査、損害のてん補額の支払その他自動車損害賠償保障事業の業務のうち損害のてん補額の支払の請求の受理及び損害のてん補額の決定以外のものであつて平成十三年三月三十一日まで第一火災海上保険相互会社が損害のてん補額の支払の請求を受理したものに係るものを、平成十三年四月一日保険業法（平成七年六月七日法律第百五号）第二百七十条の六第三項の規定により損害保険会社とみなされる損害保険契約者保護機構に委託した。

平成十三年四月二十五日

国土交通大臣 林 寛子